

## 別紙－2 廃棄物の排出海域

排出海域は、本庄漁港の東に約 3km 離れた、水深約 65m の北緯 35° 45′ 28.8″ 東経 135° 17′ 6″ を中心とした半径 100m の円に囲まれた範囲内（以下、「当該排出海域」という）とした（図 2.1）。

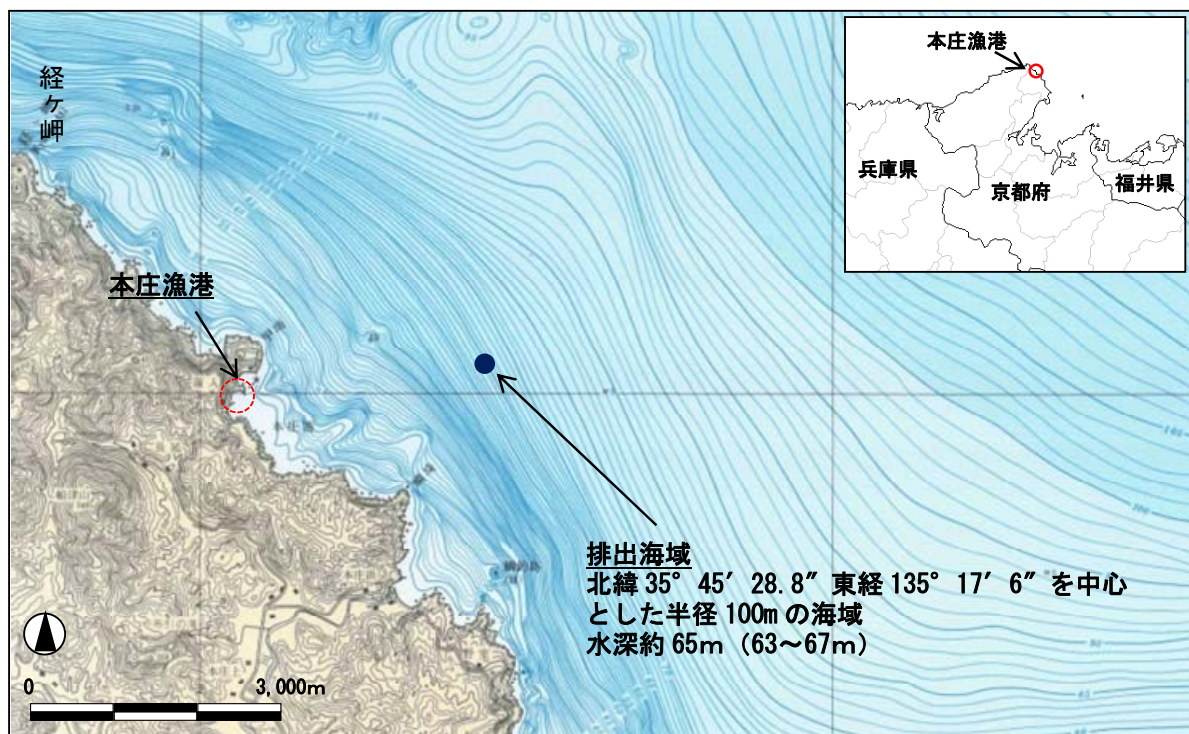
当該排出海域は、わが国の領海の基線からその外側五十海里の線を越えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く海域であることから、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令」（平成 17 年環境省令第 28 号）第 6 条第 1 項に規定するⅣ海域に該当する。

なお、当該排出海域については、海底環境や生態系、海底ケーブルその他の状況を検討すると共に、船の航行の障害とならない等、漁業関係者との協議を経て同意が得られた海域を選定した。さらに、排出に使用する船が流れ等により移動することを考慮し、排出海域の範囲を設定した。

また、当該排出海域の周辺に他の許可における排出海域の存在を確認するため、当該排出海域周辺における海洋投入処分の許可状況（平成 30 年 10 月 30 日時点）をとりまとめた（図 2.2）。

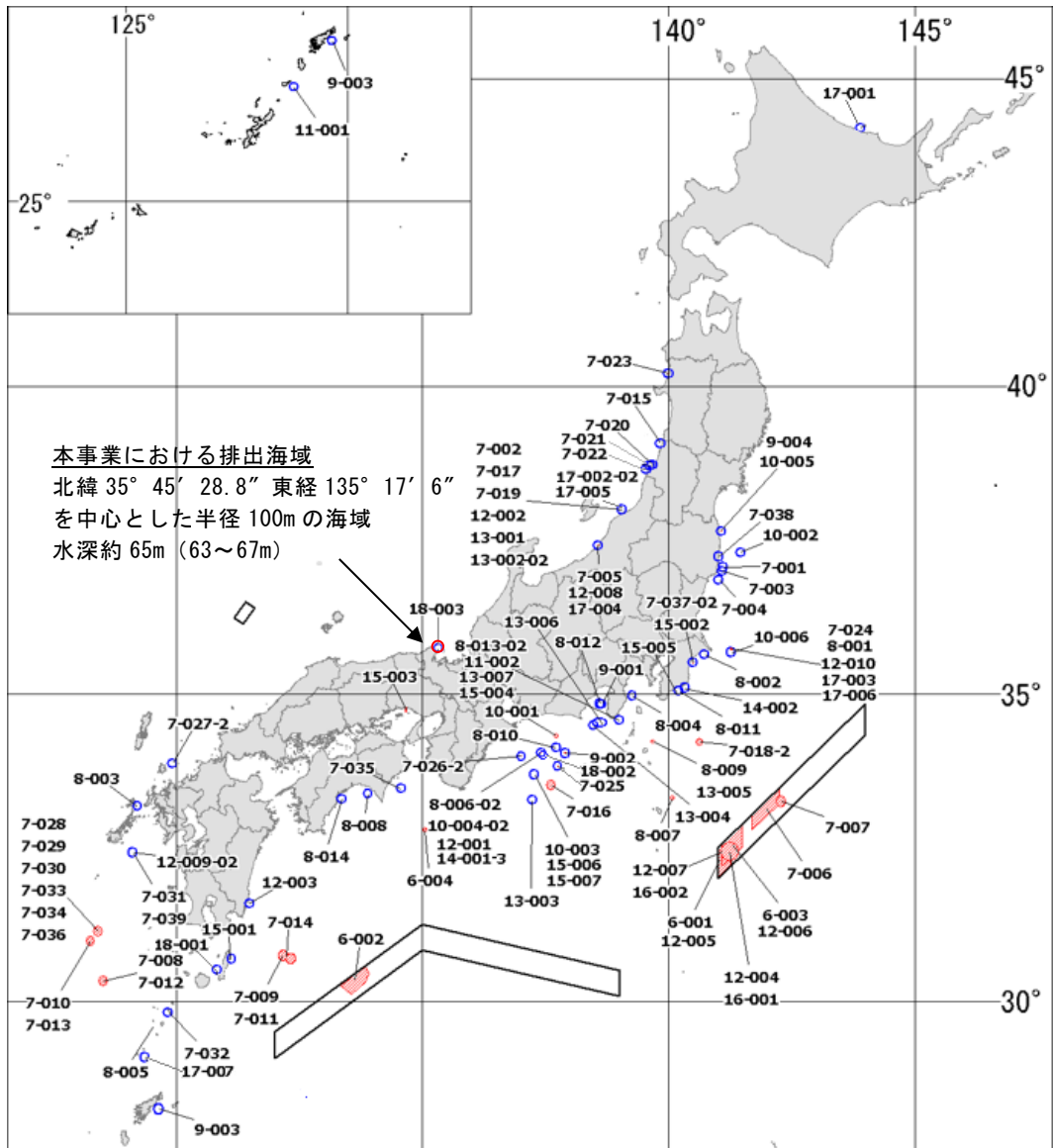
当該事業と他の事業との位置関係は図 2.2 に示すとおりであり、当該排出海域と同一海域である既許可事業は京都府伊根町（本庄漁港）：18-003 の 1 事業であるが、当該事業は実施されないことが判明している。

当該排出海域及び影響想定海域については、その他の許可における排出海域及び影響想定海域との重複は確認されなかった。



出典) 「第 6337 号 海底地形図」(海上保安庁、昭和 55 年 8 月 16 日刊行)

図 2.1 本事業における排出海域



許可番号	事業者の名称	処分期間	投入処分量 (m <sup>3</sup> )	排出海域
18-003	京都府伊根町 (本庄漁港)	平成 30 年 7 月 6 日から 平成 30 年 10 月 31 日まで	17,100m <sup>3</sup>	北緯 35° 45' 28.8"、東経 135° 17' 6" を中心とした半径 100m の海域

出典)「海洋汚染等及び海洋災害の防止に関する法律第 10 条の 6 第 1 項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」(環境省ウェブサイト、平成 30 年 10 月 30 日時点)より作成

図 2.2 本事業における排出海域と他の海洋投入処分が許可された排出海域との位置関係